

## 【 カヌマ大学 学生規約 】

本規約は、カヌマ大学(以下、当団体 とする)における、学生としての会員(以下、学生とする)に対して適用されるものとします。

### 第1条 総則

- (1) 当団体の定める方法に従い学生登録を行った方を運営規約第2条第4項に定める「学生」といいます。
- (2) 学生は、登録が完了した時点で、本規約に同意したものとみなし、本規約および当団体が定める規定に従うものとします。
- (3) 学生登録の費用は無料とします。
- (4) 学生は運営規約に記載されるカヌマ大学の運営における議決権を有しません。

### 第2条 会員資格について

- (1) 学生は、氏名、メールアドレス、その他登録している内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届け出をするものとします。
- (2) 学生は、自己の学生資格の抹消を希望する場合、当団体の定める方法に従った学生登録解除の手続きをとることにより、学生情報を削除できるものとします。
- (3) 当団体は、学生が以下の項目のいずれかに該当する場合、当該学生に事前に通知することなく、直ちに学生資格を停止できるものとします。
  - 1) 当団体への届け出内容に虚偽があった場合。
  - 2) 過去に本規約違反などにより除名されている事が判明した場合。
  - 3) 手段に関わらず、当団体の運営を妨害した場合。
  - 4) 本規約に違反した場合。
  - 5) その他、当団体が学生として不適格と判断した場合。
  - 6) 会員との連絡がとれなくなった場合。
- (4) 当団体が前項の措置をとったことにより、当該学生が当団体の提供するサービスを利用できなくなり、これにより当該学生または、第三者が損害を発生したとしても、当団体は一切の責任を負いません。また、上記の各項目に該当する行為によって、当団体および第三者に損害が生じた場合、学生資格を喪失した後であっても、当該学生はすべての法的責任を負うものとします。

### 第3条 禁止事項

学生は当団体の提供するサービスの利用にあたって、以下の行為を禁止します。

- (1) 他の会員、第三者、もしくは当団体の権利を侵害、またはそのおそれのある行為。
- (2) 当団体または第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 当団体の運営を妨害する行為、信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
- (4) 犯罪行為、公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、あるいはそのおそれのある行為。

- (5) 政治活動、布教、営利等を目的とした勧誘に関する行為。
- (6) 許可なく提供情報の一部または全部を複製、転載等の方法により、第三者に提供する行為。
- (7) その他、当団体が不適切と判断する行為。

#### 第4条 サービスの中止

当団体は、次の場合に、学生の事前通知を行うことなく当団体の提供するサービスの全部あるいは一部を中止することができるものとします。

- (1) 当サイトの定期的保守または緊急保守を実施する場合、または工事上やむを得ない場合。
- (2) 機器の故障、人災、天災等の理由により、サービス提供の中断、停止、提供情報の遅配等が発生した場合。
- (3) その他、当団体が当サイトの一時的な中断を必要と判断した場合。

#### 第5条 免責事項

- (1) 学生が当団体、または他者に対して、迷惑または損害を与えた場合、当該学生は自己の責任で問題・損害を解決するものとし、当団体は一切の責任を負いません。
- (2) 学生は、当団体が定めた個人情報保護方針に同意するものとします。また、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）については、別途に定める「カヌマ大学プライバシーポリシー」を参照するものとします。

#### 第6条 著作権について

当団体がホームページ等に掲載した情報について、各々のページに表示・記載されている個々の写真やイラスト、文字情報等の著作権は、当団体または原作者に帰属します。会員からの投稿についても同様とします。また、個々の著作物の集合である当団体のウェブページは、当団体にその著作権が帰属します。

#### 第7条 当規約の変更

当団体では、学生の上承を得ることなく本規約を変更・追加することがあります。変更後の規約は、ウェブサイトに掲示した時点で効力を生じるものとします。

ただし、本規約が改正にあたっては、施行前にカヌマ大学より学生に対し、その内容を告知するものとします。

#### 第8条 準拠法と裁判管轄

本規約の執行可能性、解釈および有効性は、日本国法に従って判断されるものとします。本規約に関するいかなる紛争も宇都宮地方裁判所を専属的管轄裁判所にします。

#### 第9条 その他

本規約に定める以外の内容について、必要な事項は運営スタッフによる会議に諮って定めるものとします。ただし、緊急のものは学長が決定するものとします。

附 則 この規約は、平成25年5月7日から施行します。